

笠岡市住宅リフォーム助成金

市民の住環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、市内の建築業者等を利用して住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

助成対象者

- ・本市に住所を登録している者又は、助成対象工事の完了までに本市に住所を登録することができる者
- ・助成対象者及び助成対象住宅に居住する世帯の者全員に市税及び税外収入金の滞納がない者
- ・暴力団員もしくは、その構成員でない者

助成対象住宅(市内の住宅)

- ・助成対象者が所有する、又は所有者がリフォームすることに承諾している住宅の居住部分(建築基準法その他の法令に違反していないもの。)で、自己の居住の用に供するもの
- ・対象者の専有部分(集合住宅の場合)
- ・対象者の居住部分(併用住宅の場合)
 - ※他の制度による補助を受けている工事は、対象外となります。
 - ※公営住宅(県営・市営等)は、対象外とします。

助成対象工事

- ・助成対象工事の施工業者が、市内建築業者等(個人事業者を含む)であること。市内に本社、本店を有する業者であること。
- ・助成対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)が、20万円以上であること。
- ・助成金交付決定通知書受理後に、助成対象工事に着手すること。
- ・申請年度中に工事を完了し、実績報告書を提出すること。

助成金額

助成対象工事に必要な経費の100分の10相当額(千円未満切り捨て)以内とします。
ただし、助成金額の上限は15万円です。

フラット35をご利用の方へ

笠岡市は住宅金融支援機構と提携しています。

助成対象者でフラット35をご利用の方に対して、借入金利を当初5年間引き下げています。



詳しいお手続きは、住宅金融支援機構(フリーダイヤル:0120-0860-35)または笠岡市定住促進センター(0865-69-2377)へお問合せください。

問い合わせ先

笠岡市役所 建設部 都市計画課
笠岡市中央町1番地の1
TEL 0865-69-2138

